

○飯塚市障がい者相談員設置要綱

平成24年3月8日

飯塚市告示第63号

(趣旨)

第1条 この告示は、相談支援を要する身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者(以下「障がい者」という。)並びにその家族等の相談に応じ、同じ背景を持つ立場で、必要な助言、援助等を行うことを目的として設置する身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第12条の3第1項に規定する身体障害者相談員(以下「身体障がい者相談員」という。)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の2第1項に規定する知的障害者相談員(以下「知的障がい者相談員」という。)及び市内に居住する精神障がい者からの相談に応じる精神障がい者相談員(以下「精神障がい者相談員」という。)の業務等について、必要な事項を定めるものとする。

(相談員の総称)

第2条 前条に規定する身体障がい者相談員、知的障がい者相談員及び精神障がい者相談員の総称は、障がい者相談員(以下「相談員」という。)とする。

(委嘱)

第3条 市長は、原則として、身体障がい者を主に担当する相談員にあつては身体障がい者の中から、知的障がい者を主に担当する相談員にあつては知的障がい者及びその保護者の中から、精神障がい者を主に担当する相談員にあつては精神障がい者及びその保護者の中から、次の要件を満たす者に相談員の業務を委嘱する。

- (1) 人格見識が高く、社会的信望があり、障がい者福祉の増進に熱意を有する者
- (2) 奉仕的活動ができ、その地域の実情に精通している者
- (3) 業務を行うに際し、健康上の問題がない者

2 市長は、必要に応じ関係機関及び団体等に対し相談員として適当と認められる者の推薦を求めることができる。

(業務)

第4条 相談員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 障がい者の地域活動の中核となり、その活動の推進を図ること。
- (2) 障がい者の自立及び更生援護に関する相談に応じ、必要な指導助言を行うこと。
- (3) 障がい者の自立及び更生援護について、関係機関の業務に協力すること。
- (4) 障がい者に対する市民の認識と理解を深めるため、関係団体との連携を図り、援護思想の普及に努めること。

(服務)

第5条 相談員は、常に人権尊重の視点をもって業務の遂行に当たり、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び飯塚市個人情報保護条例(平成18年飯塚市条例第11号)を尊重し、業務上知り得た障がい者又はその家族等の個人情報を他に漏らしてはならない。なお、その職を退いた後も同様とする。

2 相談員は、相談指導に関し必要な知識及び技能の習得に努めなければならない。

3 相談員は、職務遂行中、障がい者相談員証(様式第1号)を携帯し、関係人から請求があるときは、これを提示しなければならない。

(相談員の任期)

第6条 相談員の任期は3年以内とする。ただし、補欠の相談員に係る業務の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

(委嘱の解除)

第7条 市長は、相談員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該相談員の職を解除することができる。

(1) 職務を遂行することが困難であるとき。

(2) 職務を怠り、又は職務上の義務に違反したとき。

(3) 相談員としてふさわしくない行為のあったとき。

(業務報告)

第8条 相談員は、その業務に必要な記録その他の台帳を整備するとともに、その活動状況を記録した障がい者相談員業務報告書(様式第2号)を年1回、市長に提出するものとする。

(謝礼金)

第9条 市長は相談員の活動に対し、謝礼金を支払うものとする。

2 前項に規定する謝礼金は、予算の範囲内において定めた額を年1回まとめて支払うものとする。ただし、年度途中で辞任したときは、当該事実の生じた日の属する月までの月割で算出した額を支払うものとする。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

(表)

障がい者相談員証	
	第 号
下記の者は、飯塚市障がい者相談員であることを証明する。	
	住所 氏名 (年 月 日生)
	委嘱期間 年 月 日～ 年 月 日
	年 月 日交付
	飯塚市長 氏 名 印

(裏)

- 1 相談員は、業務を行う時は障がい者相談員証を携帯しなければならない。
- 2 障がい者相談員証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 3 相談員が死亡したとき、又は身分に変更が生じたときは障がい者相談員証を速やかに返還しなければならない。

(裏)

2. 代表的事例

手帳	月 日
補装具等	月 日
生活	月 日
職業	月 日
施設	月 日
年金等	月 日
医療	月 日
その他	月 日